

藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例の一部を改正する
条例

藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例（令和 2 年藤枝市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者をいう。次項において同じ。）」を「高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校高等課程に在学する者をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。